平成２７年（フ）第２８０号
相模原市南区相模台６丁目30番８号　コーポ桜台105号
債務者　下山　弘行
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６６号
相模原市緑区下九沢2562番地１　ハウスセマ103
債務者　松下　眞澄
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７１号
相模原市南区東林間２丁目22番14号　アルトハイツ３－Ｃ
債務者　高橋　惠子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７２号
相模原市南区文京２丁目７番３号　文京第２寮210号室
債務者　小川　謙吾
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３７９号
相模原市緑区相原１丁目11番３号　北相ハイツ　Ｅ202
債務者　保科　美香（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３８１号
相模原市緑区相原１丁目11番３号　北相ハイツ　Ｅ202
債務者　保科　昇吾
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９７号
静岡県伊豆市大平100番地の１　ゴールドワン　206号室
債務者　磯　　祐介
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字中屋16番地の２
債務者　田中　真実
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１１号
京都市下京区鎌屋町27　アミスタ堀川202号、住民票上の住所堺市中区土塔町3191番地３
債務者　中尾　圭佑
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
大阪府枚方市村野本町18番25―103号、前住所京都市山科区西野櫃川町11番地１　206号
債務者　松下　知華
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９８号
京都市伏見区深草馬谷町13番地11、前住所京都市山科区勧修寺閑林寺61番地18　第一　ニタ荘６号室
債務者　村井　喜成
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４８号
京都市伏見区向島二ノ丸町67番地
債務者　稲垣　秀幸
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１５号
堺市南区御池台２丁６番７―110号、前住所大阪府富田林市寿町４丁目15番４号
債務者　小石　禎一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０４号
堺市南区新檜尾台４丁52番２号　ハイツニューヒノオ101号、前住所堺市南区新檜尾台２丁２番４―513号
債務者　倉田　美枝
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1416番地24
債務者　瀬戸　久之
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第６７号
北海道夕張市平和１番地10
債務者　原野　　卓
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第７０号
北海道岩見沢市５条西８丁目17番地３
債務者　高野　安子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部